

白山外科クリニック 院内掲示資料（令和 8 年度改定対応）

掲示 1

診療報酬改定および物価高騰への対応について

患者さまへのお知らせ

令和 8 年度診療報酬改定に伴い、当院では地域における医療提供体制を安定的に維持し、より良い医療を継続して提供できるよう、診療体制の整備に努めております。

基本診療料の見直しについて

医療従事者の処遇改善や、光熱水費・医療材料費等の高騰を踏まえ、初診料・再診料等の基本的な評価が見直されています。

外来・在宅物価対応料について

物価上昇に対応し、適切な医療提供を継続するため、当院では「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

地域医療を安定して継続するため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

掲示 2

電子的診療体制連携整備

当院では、患者さんにより安全で質の高い医療を提供するため、国の進める医療デジタルトランスフォーメーション（医療 DX）に対応した体制を整えています。

当院の取組

- ・オンライン資格確認等システムを活用し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。
- ・マイナ保険証の利用を促進しています。
- ・電子的な診療情報連携体制の活用に取り組んでいます。

正確な情報に基づく適切な医療を提供するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

電子的診療体制連携整備加算 3：【 4 点 】（月 1 回に限り算定）

掲示 3

長期処方およびリフィル処方箋について

長期処方・リフィル処方箋に対応しています

当院では、患者さまの病状に応じて、次の対応を行っています。

- ・ 28 日以上の長期処方
- ・ リフィル処方箋の発行

※リフィル処方箋とは、症状が安定している患者さまに対し、医師の判断のもと、一定期間内に最大 3 回まで繰り返し使用できる処方箋です。

ご希望の方は診察時に医師へご相談ください。

なお、対応の可否は、患者さまの病状等を踏まえて医師が判断いたします。

掲示 4

医療従事者の処遇改善について

スタッフの処遇改善に関する取組

「ベースアップ評価料を算定しています」

当院では、厚生労働省が定める診療報酬改定に基づき、「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しております。

本評価料は、医療従事者の人材確保と処遇改善（賃上げ）を図り、患者様へこれまで以上に質の高い安定した医療サービスを提供することを目的として新設されたものです。

それに伴い、保険診療の自己負担額がわずかに上乘せされる場合がございますが、皆様からいただく収益は全額、当院で働くスタッフの給与改善の原資として大切に活用させていただきます。

掲示 5

かかりつけ医機能と災害時等の対応について

安心・安全な地域医療のための取組

当院は、地域のみなさまの「かかりつけ医」として、次の体制整備に努めています。

- ・必要に応じて専門医療機関への紹介を行っています。
- ・夜間・休日の緊急時の対応方法についてご案内しています。
- ・大規模地震、水害、新興感染症の発生時およびシステム障害時においても、必要な医療提供を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、見直しを行っています。

災害時においても地域のみなさまを支え続けることができるよう、今後も体制整備に努めてまいります。

掲示 6

明細書発行等加算に関する掲示

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合について

明細書は個人情報に係わる重要な情報が含まれるため、ご家族の方が代理で会計を行う場合などで「明細書の発行を希望されない」という方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

医療法人白山会 白山外科クリニック
院長